

●規定改定の概要

要 旨	「地方独立行政法人山梨県立病院機構使用料及び手数料規程」の一部改正について
内 容	<p>①9B病棟室料差額の徴収廃止に伴う、規定の修正について</p> <p>緩和ケア病棟（全15室）は、平成17年4月に有料個室6室（7,770円/日）を設け発足した。</p> <p>これまで無料個室に入院を希望する患者が多く、平成27年度は無料個室の入院待ち患者がいる一方、有料個室の利用率は、半分以下の状況が年間の73%を占めた。</p> <p>有料個室と無料個室の違いは、有料個室の方が約2㎡広く、ユニットバスが設置されているが、患者がユニットバスを使用することはほとんどなく、逆にユニットバスがあるために、トイレの使い勝手が悪くなっている。</p> <p>また、有料個室は北西側に配置されているため、無料個室に比べると日当たりが悪く、有料個室として患者の評価が低い。</p> <p>有料個室の方が無料個室より広いが、日当たりや使い勝手が悪いのに1日あたり7,770円を室料差額として徴収するのは公平性を欠く。</p> <p>このような状況から、有料個室を廃止することで公正性を保ち、入院待ち患者の解消につなげるため、手続料規定中のB室使用料の料金7,770円の記載を削除する。</p> <p>②妊娠と薬外来開設に伴う自費料金設定の新規設定</p> <p>妊娠と薬情報センター事業は、国立成育医療研究センターに中心となる妊娠と薬情報センターを設置し、各県の拠点病院に妊娠と薬外来を開設することで、妊娠中に使用した薬の影響などについて医師と薬剤師が相談に応じる事業である。</p> <p>当院においても、平成29年4月1日より妊娠と薬外来を開設することにした。</p> <p>妊娠と薬外来受診料は、病気に対する治療ではないため保険診療ではなく自由診療となり、受診料を設定する必要がある。金額については、他病院の設定金額やセカンドオピニオンの設定金額を考慮し、次の金額としたい。</p> <p style="text-align: center;">妊娠と薬外来受診料 10,800円（税込）</p>
施行期間	<p>①平成29年1月1日から施行する。</p> <p>②平成29年4月1日から施行する。</p>

使用料及び手数料規程新旧対照表(第2条第3項関係:中央病院別表1)

旧

別表1

種別	単位	金額(税込 み)	納期限	備考
1 特別室使用料				
ア 入室使用料	1日	21,600 円		消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第8号に規定する資産の譲渡等(以下、「助産に係る資産の譲渡等」という。)に該当するものにあっては、20,000円
イ 入室使用料	1日	7,770 円		助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあっては、7,200円
ウ 入室使用料	1日	6,480 円		助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあっては、6,000円
エ 入室使用料	1日	1,940 円		助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあっては、1,800円
2 分べん介助料	1件	140,000 円	使用料及び手数料規程第3条第1項のとおり	①時間外に係る場合は、20,000円を加算した額 ②休日・深夜に係る場合は、35,000円を加算した額 ③多胎児分べんの場合にあっては、第2児以降1児につき、70,000円(時間外80,000円、休日・深夜87,500円)を加算した額
3 死体検案料	1件	3,780 円		
4 文書料				
ア 普通診断料	1通	1,290 円		
イ 死亡診断書	1通	1,940 円		
ウ 求又は受給に要する診断書	1通	3,670 円		
エ 証明書(診療報酬明細証 証明書を除く。)	1通	1,290 円		
オ 診療報酬明細証明書	1通	5,070 円		
カ 死体検案書	1通	1,940 円		
5 産科医療補償制度負担金	1件	16,000 円		多胎分べんの場合にあっては、第2児以降1児につき、16,000円を加算した額)
6 中央病院駐車場使用料	30分	100 円	その都度	使用開始から40分までは無料 診療又は検査を受ける者その他理事長の定める者については無料 その他については、中央病院駐車場管理規程に定める
7 その他	別表1-②及び理事長が定める額及び納期限			

新

別表1

種別	単位	金額(税込 み)	納期限	備考
1 特別室使用料				
ア 入室使用料	1日	21,600 円		消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第8号に規定する資産の譲渡等(以下、「助産に係る資産の譲渡等」という。)に該当するものにあっては、20,000円
イ 入室使用料	1日	二 円		助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあっては、7,200円
ウ 入室使用料	1日	6,480 円		助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあっては、6,000円
エ 入室使用料	1日	1,940 円		助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあっては、1,800円
2 分べん介助料	1件	140,000 円	使用料及び手数料規程第3条第1項のとおり	①時間外に係る場合は、20,000円を加算した額 ②休日・深夜に係る場合は、35,000円を加算した額 ③多胎児分べんの場合にあっては、第2児以降1児につき、70,000円(時間外80,000円、休日・深夜87,500円)を加算した額
3 死体検案料	1件	3,780 円		
4 文書料				
ア 普通診断料	1通	1,290 円		
イ 死亡診断書	1通	1,940 円		
ウ 求又は受給に要する診断書	1通	3,670 円		
エ 証明書(診療報酬明細証 証明書を除く。)	1通	1,290 円		
オ 診療報酬明細証明書	1通	5,070 円		
カ 死体検案書	1通	1,940 円		
5 産科医療補償制度負担金	1件	16,000 円		多胎分べんの場合にあっては、第2児以降1児につき、16,000円を加算した額)
6 中央病院駐車場使用料	30分	100 円	その都度	使用開始から40分までは無料 診療又は検査を受ける者その他理事長の定める者については無料 その他については、中央病院駐車場管理規程に定める
7 その他	別表1-②及び理事長が定める額及び納期限			

「地方独立行政法人山梨県立病院機構使用料及び手数料規程」別表1(第2条関係)

種別	単位	金額(税込み)	納期限	備考
1 特別室使用料				
ア A室使用料	1日	21,600 円		消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第8号に規定する資産の譲渡等(以下、「助産に係る資産の譲渡等」という。)に該当するものにあつては、20,000円
イ B室使用料	1日	二 円		助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、7,200円
ウ C室使用料	1日	6,480 円		助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、6,000円
エ D室使用料	1日	1,940 円		助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、1,800円
2 分べん介助料	1件	140,000 円	使用料及び手数料規程第3条第1項のとおり	①時間外に係る場合は、20,000円を加算した額 ②休日・深夜に係る場合は、35,000円を加算した額 ③多胎児分べんの場合にあつては、第2児以降1児につき、70,000円(時間外80,000円、休日・深夜87,500円)を加算した額
3 死体検案料	1件	3,780 円		
4 文書料				
ア 普通診断料	1通	1,290 円		
イ 死亡診断書	1通	1,940 円		
ウ 恩給、年金、保険等の請求又は受給に要する診断書	1通	3,670 円		
エ 証明書(診療報酬明細証明書を除く。)	1通	1,290 円		
オ 診療報酬明細証明書	1通	5,070 円		
カ 死体検案書	1通	1,940 円		
5 産科医療補償制度負担金	1件	16,000 円		多胎分べんの場合にあつては、第2児以降1児につき、16,000円を加算した額)
6 中央病院駐車場使用料	30分	100 円	その都度	使用開始から40分までは無料 診療又は検査を受ける者その他理事長の定める者については無料 その他については、中央病院駐車場管理規程に定める
7 その他		別表1-②及び理事長が定める額及び納期限		

「地方独立行政法人山梨県立病院機構使用料及び手数料規程」別表1-②(第2条関係)

区分		単位	料金(税込)又は算定方法	納期限	
選定療養費	1 初診時(医科)	1回	5,000円	使用料及び 手数料規程 第3条第1項 のとおり	
	2 初診時(歯科)	1回	3,000円		
	3 再診時(医科)	1回	2,500円		
	4 再診時(歯科)	1回	1,500円		
先進医療	腹腔鏡下広汎子宮全摘術	1回	487,272円		
治療	1 歯の矯正に係る手術	—	保険点数にある埋込歯の抜歯の手技と同程度とする。 ただし、手術に必要なアンカー及びアバットメントは、紹介してきた病院が用意する。		
	2 Qスイッチルビーレーザー照射	—	他病院の治療費を参考とし、理事長が定める。		
母体入院加算	初日	1日	入院費を1点=15円と1点=10円で計算したときの差額とする。		
	2日目以降	1日			
新生児管理保育料		1日	7,000円		
薬品	1 バイアグラ錠	—	他病院単価を参考とし、理事長が定める。		
	2 プロペシア錠	—	他病院単価を参考とし、理事長が定める。		
画像データの提供		—	診療報酬上における同等の保険点数を参考とし、理事長が定める。 媒体については、購入価とする。		
画像診断	死亡時画像診断(撮影料)	1回	18,252円		
	死亡時画像診断(読影料)	1回	11,577円		
検査-1	新生児聴覚検査	1回	7,236円		
検査-2	妊娠初期胎児超音波スクリーニング検査	1回	25,000円		
検査-3	妊娠中期胎児超音波スクリーニング検査	1回	8,000円		
検査-4	その他自費検査	1回	自費検査料=契約単価×1.3(諸経費分)×消費税※諸経費とは、検体採取や管理等に要する経費		
臨床研究	非侵襲的出生前遺伝学的検査(NIPT)	—	210,000円		
	マイクロアレイ検査	—	165,000円		
	マイクロアレイ検査(簡易染色体検査付)	—	214,140円		
処置	避妊リング挿入	1回	19,440円		
	避妊リング抜去	1回	8,640円		
がん発症リスク低減のための卵巣卵管切除		—	良性腫瘍に準じた保険点数(1点=10円)により算定		
妊婦健診	初診時 通常の妊健 妊健1回目~5回目	—	保険点数、公費補助等により算定		
乳児健診	乳児一般健診	—	市長会、町村会との契約単価とする。		
中央病院 予防接種	1 三種混合等	三種混合1期初回 三種混合1期初回追加 二種混合2期 麻しん、風しん混合(MR)1期 麻しん、風しん混合(MR)2期 日本脳炎1期初回 日本脳炎1期初回追加 日本脳炎2期 麻しん 風しん Hib(ヒブ) 小児用肺炎球菌 子宮頸がん BCG 予診のみ(乳幼児) 予診のみ(その他) 不活化ポリオ(単独) 四種混合1期初回 四種混合1期追加	1回		甲府市と甲府市医師会との間で定めた予防接種料金と同額とする。
	2 インフルエンザ等	インフルエンザ 肺炎球菌ワクチン	1回		問診料(初診料)+注射料+ワクチン代+消費税

「地方独立行政法人山梨県立病院機構使用料及び手数料規程」別表1-②(第2条関係)

区分			単位	料金(税込)又は算定方法	納期限	
渡航・ワクチン外来	3 HBワクチン等	HBワクチン 成人 HBワクチン 10才以下 ロタウイルスワクチン	1回	問診料(初診料)+ワクチン代		
	相談料	初診時	1回	3,046円		
		再診時	1回	788円		
	マラリア等予防薬		-	他病院単価を参考とし、理事長が定める。		
	予防接種	三種混合等	1回	甲府市と甲府市医師会との間で定めた予防接種料金と同額とする。		
		インフルエンザ等	1回	問診料+注射料+ワクチン代+消費税		
		HBワクチン等	1回	問診料+ワクチン代+消費税		
	妊娠と薬外来受診料			1回		10,800円
	面談料	面談料	1回	5,400円		
		セカンドオピニオン	1回	10,800円		
	遺伝カウンセリング	初回	1回	5,400円		
		2回目以降	1回	3,240円		
	交通事故	交通事故における自由診療費用		1点		20円
	診察券再発行料			1枚		300円
	物品			-		購入価とする。
受講料	マタニティビクス		1回	1,080円		
	マタニティヨガ		1回	1,080円		
実習料	救急救命士養成機関等からの実習生受入		-	実習生1人につき月額4,194円		
	救急救命士気管挿管実習		-	気管挿管成功実習1例につき10,000円		
北病院	交通費			-	北病院別表①のとおりとする。	
	その他の使用料			-	北病院別表②のとおりとする。	

契約書の定めるところに従い徴収する

使用料及び手数料規程第3条第1項のとおり